

一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 計画内容

年次有給休暇の取得を促進するため、各事業所においてあらかじめ作成する勤務表に記載し、職員の有給休暇の計画的取得を行う。

取得の促進を図ることにより、職員が心身の疲労を回復し、ゆとりある生活が送れるよう、また育児等に家族と協力して取り組めるよう配慮する。

3. すでに実施している制度

①配偶者が出産したときの特別休暇

②三歳以上(小学校就学前まで)の子を養育する職員に対する時間外

勤務の制限措置

③三歳以上(小学校就学前まで)の子を養育する職員に対する所定勤

務時間の短縮措置

④看護・介護休暇制度の導入

⑤育児時間制度の導入

⑥法定を上回る産前産後休暇制度の導入